

『浪花の風』『籠耳集』にみる豪商鴻池家のよそおい

中野 朋子

はじめに

近世大坂を代表する豪商として知られる鴻池善右衛門家（以下、「鴻池家」と呼称する）は、初代正成（一六〇八～一六九三）が、寛永十六年（一六三九）頃に摂津国伊丹郷から大坂・内久宝寺町に進出し、伊丹で父の新六幸元らが醸した清酒を樽廻船で江戸へ送る廻船業を創業したことに始まり、進出時の本拠は内久宝寺町に置いた¹⁾。その後明暦二年（一六五九）には両替店へと事業進出をはかっている。

寛文三年（一六六三）に父の事業を継いだ二代之宗（一六四三～一六九七）は、寛文十年（一六七〇）の十人両替制度の確立とともにそこに列し、天和二年（一六八二）には正成とともに初めて土佐藩主・山内豊昌（一六四一～一七〇〇）にお目見えを果たす。之宗は延宝二年（一六七四）に今橋二丁目難波橋筋角を入札で買収し、両替店を移

転した。

三代宗利（一六六七～一七三六）が家督を相続した元禄八年（一六九五）には名実ともに大阪を代表する両替商となっていた鴻池家は、始祖新六の大坂進出以来本拠となってきた内久宝寺町から今橋二丁目へ転居、本邸とした²⁾。それにともない内久宝寺町屋敷は本地と呼称するように定められた。今橋二丁目の本邸ははじめ間口九間、のちに近隣の屋敷を買い足して間口三十六間まで広げている。本邸・本地のほかに、瓦屋橋にも広大な回遊式の園池と茶室を持つ別邸³⁾を所有している。また宗利は、宝永元年（一七〇四）の大和川付け替え工事による河内国若江郡の新開池の新田開発に、宝永二年（一七〇五）から着手している。開発の総面積は二百五十町（二五〇ヘクタール）に及び、宝永四年（一七〇七）には工事が完了し、鴻池新田となった⁴⁾。

十九世紀に入ると鴻池家は諸大名の蔵元や掛屋、大名貸を中心として安定した経営を行っていく。天保八年（一八三七）に刊行された「浪花持丸長者鑑」（大阪歴史博物館蔵、《写真》）を見ると、鴻池善右衛門の名は西の大関に列せられるなど、その富商ぶりが全国に知られるようになっていた。一方で、かの大塩平八郎決起の際にはその攻撃対象となつてしまったこともまた知られるところである。⁶

鴻池家に関する研究は、大阪大学ほかで教鞭を執つた宮本又次氏（一九〇七～一九九一）によるところが大きく、故にこれまで経済史・経営史を中心として展開してきた。⁶ その結果、鴻池家の生活や文化、風俗に関する研究は経済史ほどの進展を見せて来なかつたともいえるだろう。⁷

そのために、平成十五年（二〇〇三）に大阪歴史博物館で開催した特別展「豪商鴻池―その暮らしと文化―」が、鴻池家の生活文化面に焦点を当てた事実上初めての展覧会となつたといつても過言ではあるまい。「豪商鴻池」展は、鴻池家から大阪市へ三八六件三、三五八点の資料が寄贈されたことを契機に企画・開催された展覧会であり、受贈資料である漆工品、服飾品、名物裂などの染織品、今橋本邸で使用された調度類などのほか、鴻池合資会社の協力を仰ぎ、鴻池家の暮らしと文化についてものがたる資料群を広く観覧に供したものである。

本稿では、「豪商鴻池」展の成果を踏まえつつ、同展開催の際に検証しきれなかつた鴻池家の生活文化の側面について、同時代に記された随筆や鴻池家伝来の資料をもとにアプローチしていく。主に当主と

その家族の暮らし、特に衣生活に注目していくものであり、鴻池両替店の経営的側面に関する研究とは、やや異なつた視点からの鴻池家研究である。

つまり、これまでの鴻池家研究であれば、両替商・鴻池家の歴代当主が定めた家訓が取り上げられ、質素で堅実な経営を目指したのが鴻池家であり、鴻池両替店である、との文脈から論ぜられることが多いだろう。⁸ しかし、大阪歴史博物館に寄贈された服飾資料群や調度資料群をみると、両替店の経営方針とは裏腹に、鴻池家当主および家族用の身の回り品については、その質の高さと豪華さは他の町方所用品とは格段の違いがあるのもまた事実である。⁹

さらには、鴻池家より寄贈を受けた資料群を分析してみると興味深い事柄も見えてくる。服飾資料は六十八件二三〇点¹⁰、このうち男性服飾は一八八点にのぼるが、その五十七パーセントにあたる一三二点を占めるのが、上下^{かみもと}つまりは「肩衣」「袴」なのである。この結果から、鴻池家においては、両替店の経営を通じて多くの大名家から土分を与えられているが故に、身分相応の式礼服を、出入り先に応じて整える必要があつたであろうことが推定できるのだ。¹¹

このように、鴻池家の家風と家族の暮らしを検証し、伝来する資料群に検討を加えていくための手掛かりとして、随筆「浪花の風」と『籠耳集』を採り上げることとする。「浪花の風」は、安政年間（一八五四～一八六〇）に大坂西奉行として在坂した久須美祐雫が見聞した風俗文化について書き綴つた随筆である。また『籠耳集』は、鴻池



〈写真1〉

家へ奉公し、のちに別家の養子となった草間直方（一七五三～一八三二）の自筆稿本である。

一、鴻池家の家風

一一、「浪花の風」に見る鴻池家の家風

久須美祐雋の随筆「浪花の風」は、安政三年（一八五六）に起筆された四巻四冊の自筆本『在阪漫録』の第四冊目にあたり、世間の風聞や噂、大阪の人びとの暮らしぶり、江戸との食生活の違いや祭りの有

様等、安政期の大阪の生活を知る上で貴重な著述であり、鴻池家に関しては、次の五項目の記述がある。⁽¹⁾

一、鴻池家の家訓制定

二、従業員との宴の質素さ

三、鴻池家別荘の造作と天保の改革

四、大阪の豪商・天王寺屋、平野屋、鴻池屋

五、鴻池の清酒製法に関する伝説

まず、鴻池家の家訓制定については、

当地にて名高き富商鴻池善右衛門が家の掟は、貝原篤信が定める処といふ。此事を其家に尋るに、左様な事決してこれなきよしと答ふといふ。されど世上にて貝原が定るといふ説、一般に唱ふる事にて、按ずるに何か子細ありて、此事を善右衛門方にては深く秘する事にやと思ふ。何にいたせ、其家の掟は規則よく整ひて代々是を守るといふ。

とし、鴻池善右衛門家の家の掟、つまり家訓は貝原篤信こと益軒が定めたものだという世間の噂について記している。久須美がその噂の真偽を鴻池善右衛門家に尋ねたところ、同家からは事実ではないという回答があったということも併せて記しているが、久須美は鴻池善右衛門家の家訓は貝原益軒が定めたという説は一般にひろく唱えられていることであって、おそらく何らかの仔細があつてその事実を秘匿しているに違いないと結論付けるとともに、鴻池善右衛門家の家訓は規則がよく整っており、先祖代々それをよく守っている、との記述にどこ

めている。

鴻池家の家訓ならびに店則は、鴻池家の始祖新六が慶長十九年（一六一四）に定めたとされる「子孫制詞条目」に始まり、三代宗利が正徳六年（一七二六）に定めた「先祖之規範并家務」、三代宗利および四代宗貞による「家定記録覚」（享保八年・一七三三）、これに宗利が享保十六年（一七三一）に追書したとされる「宗誠家訓」と「手代へ申渡事」が添えられたことよって、整ったと考えられている⁽⁴⁾。こうして時宜に感じ定められた家訓は家業および家産の維持をおもな目的としており、善右衛門家を中心として鴻池家の本家・別家を結集・組織化する礎とされたのである。ところが、七代幸栄（一七六七～一八〇四）の代に至ると鴻池家の経営状態は諸大名家からの返済金が遅延した事などを受けて急速に悪化した。そのため当主以下、経営の効率化と儉約に努めることを決し、寛政七年（一七九五）に「定書」と「覚」として定めている。寛政期（一七八九～一八〇一）には、老中松平定信によるいわゆる「寛政の改革」が断行され、緊縮財政政策や綱紀粛正による幕府政治の安定化を目指すとともに、田沼意次が進めた重商主義的政策を否定したものであることはひろく知られるところである。鴻池家における経営の効率化や儉約の動きも、こうした政策に呼応したものであったと考えてよからう。

久須美の「浪花の風」が記す鴻池家の様子は寛政期からさらに六十年を経た安政三年（一八五六）の様子である。この頃には、老中水野忠邦（一七九四～一八五一）が中心となって推し進めた幕政改革、い

わゆる「天保の改革」（一八四一～一八四三）も低調に終始し、幕藩政治が大きな転換期へと向かいつつあった時期といえよう。久須美も、天保の改革における儉約、綱紀粛正の動きと鴻池家の関係について、三番目に挙げた鴻池家別荘の造作と天保の改革に関する記述のなかで述べている。

又都（嘗）て当地の豪家のもの、所持の別荘、抱地杯の家作、いづれも良材を用ひ精工を撰ミ、尤美を盡して結構に営めり。然るに善右衛門が別荘は、手廣なれども規則に外れし事なく、去る天保十四年卯年に御改革の命ありし頃、外豪家の別荘の家作は、長押造り付書院を初、種々身分不相応の造作故、俄に大工を雇ひ、晝夜を争ひ模様替ニて大に狼狽混雑せし事ありしに、善右衛門が別荘のミは規則に外れし事なき故に、更に手入杯といふ事もなく、其儘にて済しといふ。万事此一二事に就て、其余の家法正しき事推て知るべき也。

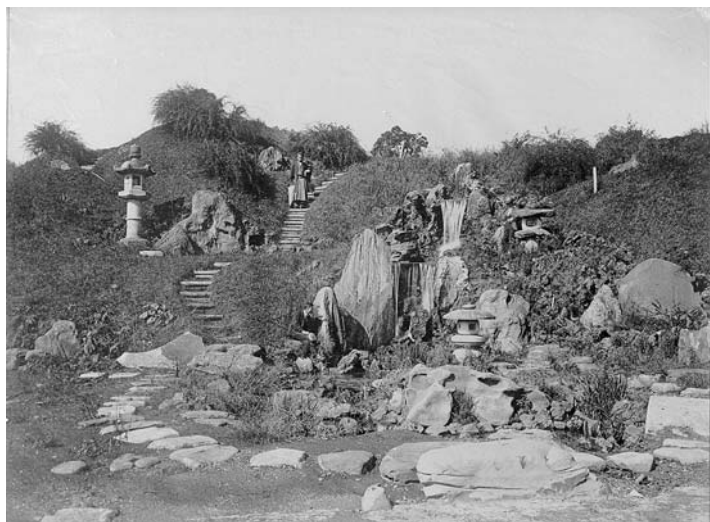
大坂の豪家の別荘は良材を選んでしつらえるなど豪華なものが多く、中、鴻池善右衛門家の別荘は、広大ではるが規定に外れることなく建てられたものであったため、天保の改革の命令が下された際にも殊更に摘発を受けることはなかったという。それは万事に善右衛門家の家法が正しいためである、というのだ。久須美は別荘の所在地について言及してはいないが、仮に瓦屋橋別邸を指すのであれば、そこは池泉回遊式庭園を中心として、北西側に邸宅を構えた広大な敷地を有する別荘であったことは事実である（〈写真2〉、〈写真3〉、〈写真4〉）。



《写真2》



《写真3》



《写真4》

続く第二章においては、鴻池家歴代当主やその家族、奉公人たちがどのような生活を営んでいたのかについて、『籠耳集』を引用しながら検討を加えていく。

二、『籠耳集』にみる鴻池家の女性たち

鴻池家の暮らしについて知ろうとする際に、有用な資料のひとつに草間直方著『籠耳集』¹⁵がある。『籠耳集』は全三冊の自筆稿本で、文政五年（一八二二）、七十歳の時の奥書がある。草間直方は鴻池の別家の鴻池屋伊助のことで、『三貨図彙』（一八二五）、『草間伊助筆記』（一七三二～一八一四）など経済関係の著作で知られた町人学者である。宝暦三年（一七五三）に生まれ、宝暦十二年（一七六二）に鴻池の京都店に奉公、安永三年（一七七四）年に鴻池の別家草間家の娘いくの婿養子となった。文政七年（一八二四）に隠居、以後茶道および茶器の研究ならびに『茶器名物図彙』（一八二七）の執筆に専念し、天保二年（一八三一）に七十八歳で没している。

『籠耳集』は直方が鴻池家に奉公して以降の見聞等を記したものである。第一冊（七十七丁）・第二冊（四十九丁）と第三冊（百十三丁）とは全く異なった内容であり、直方の死後「容易二他見不可有もの也」との直方の序があるため、長く草間家において秘蔵されてきた。故にこれまでに活字化されているのも残念ながら第三冊のみである。もっとも、この第三冊目には大坂随一の富商であった鴻池家の生

活・文化面の記述が多く、鴻池本家、別家それぞれの暮らしを知ろうとする際には必読の書となっている。

『籠耳集』第三冊目は、鴻池家において「法華騒動」と呼ばれた五代宗益の改宗騒動から起筆¹⁶し、朝鮮通信使に関する記事、彗星の出現や天変地異、おかげ参り、田沼意次による治世の評価と田沼意知の殺害事件、大坂および江戸の米騒動など、全国的な拡がりを持つ事件や事象も記述されるが、あくまでも主眼は鴻池家の当主およびその家族の暮らしぶりにある。例えば、宝暦十四年（一七六四）の朝鮮通信使来朝についての記事も、通信使が大坂へ滞在した際に鴻池家の人々が見物に出向いた様子を中心に描写しているのである。また本家の息女の婚礼、直方自身の婚礼と子息の出生、関東への旅行の顛末記などについても詳細に描写していく。

そこで第二章では、『籠耳集』の中から鴻池家に関連する七項目を抄出し、鴻池家の生活・文化面を支えた女性たちの衣生活について検討していくこととしよう。

二一、笠と日傘

はじめに、笠と日傘に関する記事からみていこう。

一 明和二酉年、今年我等十三歳、此時代迄世間も古風残り有之、右宗智様御死去、御臘中大腰元頭孝庵へ御代参政候。暑中

二而も往来皆菅ノ加賀笠ヲ着致候。新田より本家へ通ヒ候腰元
 なども、皆加賀笠き申候て往来致候。町方も同様二而今之如ク
 下女少女ら迄、青天井之日傘などさし申候事八無之、旦那方八
 菅一文字笠也。是も後八洪之日傘二相成り候。青天井日傘とい
 ふ八、奥様方二限り申候。右腰元かぶり申候加賀笠八、世上皆
 同様ながら、別而腰元并別宅女房など八、右加賀笠之うら二笠
 あてと申而ふとん之やう成ものをあて申候。此笠あて二殊外派
 手好ミ申候而、腰元など八奥様方之御振袖の詰メ二相成候時之
 御袖を頂戴致シ申候而、それを多分致申候。依之皆金糸勿論色
 糸縫二有之縹子緞子、又八縮緬之類二而拵エ、笠之ヒモ十四五
 歳迄緋縮緬、眉ヲおとし申候ものハミな黒縹子ぬめ之類、老女
 八白縹子と申やう成事二而、右之笠当二立派ヲ尽し申候。

ここに登場する「宗智様」とは宝暦十四年（一七六四）三月に死去
 した五代宗益（一七一七～一七六四）のことである。¹⁷ その弔いのた
 めに菩提寺の顕孝庵へ代参するものは、皆「加賀笠」を被っていたと
 記している。

加賀笠については、『守貞謾稿』巻二十九「笠」の項につきのよう
 にある。¹⁸

・菅笠、昔は上総国より製し出す。元禄以来、加賀国より産す。
 加賀笠と云ふ。総製は粗、賀製は精美なり。宝永以来、周りに至
 るまで、裡全く茸く。これを縫ふに、はた糸を用ひ、笠当ておよ

び紐ともに浅黄紐。正徳以来、紅絹を用ひ、元文後は黒ちりめ
 ん・黒天鷲絨・緋縮緬裡等を用ふ。

・菅笠は、今世も加賀産を専らとす。一文字笠、士民ともにこれ
 を用ふ（中略）。一文字には、紐必ず白晒し木綿紵紐。笠枕も同
 品なり。三都ともにしかり。

加賀笠の裡には正徳年間（一七一～一七一六）以来、紅絹を用いて
 きたが、元文年間（一七三六～一七四一）に至ると黒縮緬・黒天鷲
 絨・緋縮緬等を用いるようになったというのだ。

『籠耳集』に登場する「笠あて」とは、おそらく『守貞謾稿』でい
 うところの「笠枕」のことと考えられる。「笠枕」は、「笠輪を用ひ
 ず、中を藁にて作り、紙を巻き、左右二つにし用ふること流布す。こ
 れも髪の刷毛先を厭ふ故なり」とあるように、笠を天頂に乗せる際に
 安定の良いようにするとともに髪の刷毛先を触らぬようにするために
 用いた「笠輪」の代用である。「守貞云ふ。この形今世もこれを用
 ふ。木綿等にてこれを縫ひて、内に蕎麦殻等を納めり。」（菅笠のう
 ちの一文字笠には）紐必ず白晒し木綿紵紐。笠枕も同品なり。三都と
 もにしかり。」ともいい、木綿などを筒状に縫い、藁や蕎麦殻を詰め
 た枕状の用具であったと考えられ、三都ともに同型の品を用いたよう
 だ。

鴻池家に仕える腰元や別宅の女房たちは、殊の外派手を好んで奥様
 方の振袖を詰めた余り裂を頂戴して「笠あて」を製作することが多
 く、したがって、金糸、色糸による刺繍の裂地や縹子、緞子、縮緬な

どで拵えることになっていったというのである。また、笠の紐には、紵紐を用いていたことが『守貞謾稿』に散見する。鴻池家では、十四、五歳までの少女は緋色の縮緬、眉を落としたもの、つまり概ね二十歳を過ぎた女性は黒縹子や紵の類、老女は白縹子を用いていたという。

ここでもう一点注目すべきは「奥様方之御振袖の詰メ」は「皆金糸勿論糸縫二有之縹子緞子、又八縮緬之類」であつたとする記述である。大阪歴史博物館で所蔵する鴻池家旧蔵の服飾資料群には二十四点の女性用小袖が含まれている。これらの小袖はそのほとんどが江戸時代後期の製作と考えられる作品であるが、文様配置等から考えて振袖を詰めたと判ぜられる小袖も数点確認されている(写真5)、(写真6)(ことから、鴻池家の女性達は実際に振袖の袖を詰めて小袖として着用することも行っていたようだ。その結果、不要になった袖の裂を腰元等に下げ渡していたことも想像に難くない。

鴻池家旧蔵の女性用小袖は、綸子地や紵地に手の込んだ刺繍を加えたもの、上質な縮緬地に丁寧な絞り加工を施したものの、縮緬地に友禅と刺繍で絵画的な文様を施したものなど、そのほとんどが高級な小袖であつて、「金糸勿論糸縫二有之縹子緞子、又八縮緬之類」との記述と合致するものだ(写真7)、(写真8)。

町人の衣服が次第に華美に傾いたことに関しては『所以者何』⁽²⁰⁾「男女の衣類上中下の次第、且当時流行物は何々そ」にも次のようにある。

大坂は宝曆・明和の頃迄八、男女衣服甚麗にして、世諺にも京

の着倒れ、大坂の喰倒れ、堺の建倒と申候処、唯今二て八安永頃より男女衣服殊の外花美になり申候(中略)。尤町人有得の者の妻妾八、錦繡にまと八れ候へとも、僭礼の事八一切無御座候。婚礼の儀式にも袴取いたし賀祝に来り候者は、上田・鴻池・か島屋など、申ものより外八致さず候。尤寛政の初より、衣類調度まで余程質素になり申候(下略)。

これによれば、明和年間(一七六四～一七七二)頃、つまり十八世紀後半頃までの大坂の衣類は京都に対して「甚麗」であつたが、続く安永年間(一七七二～一七八一)頃より男女の衣服は殊の外華美になつたという。もつとも富裕な町人の妻妾は、錦や刺繍の衣服を身にまとつていても身分不相応になることはない。また婚礼の儀式に袴取、つまり袴の股立ちをとつて祝賀に訪れるのは、上田・鴻池・加島屋の三家以外に行わないという。そして、寛政の初めより衣類や調度は余程質素になつたともいう。さらに「衣類八上下の隔先つ無御座候。殊に婦女八甚しく候。主従とも縮緬着申候も有、主従とも加賀絁にて歩行も御座候。但礼のなき八商人計りの地故二御座候。」といひ、大坂の商都としての特性をその衣生活から指摘している。

『籠耳集』に話題を戻そう。加賀笠に続く記述には「今之如ク下女少女ら迄、青天井之日傘なとさし申候事八無之」としていることから考えれば、文政五年(一八二二)頃には、明和初年(一七六四)の風習がすっかり廃れ、町のおおかたの女性達が外出時には「青天井之日傘」を用いていたことも理解される。『守貞謾稿』にも「近年は、卑



〈写真5〉



〈写真6〉



〈写真7〉



〈写真8〉

賤の婦女も青紙にて張りたる傘になれり」「昔は婦人も笠を用ひ、後世、日傘を用ふ」(巻三十「傘・履」)とあり、女性の外出には「日傘」を用いることが浸透していたのであろうことが理解される。ちなみに、「青天井之日傘」そのものに関する記載は『守貞謾稿』にはなく、日傘は「古来、青紙張りなり。ある書に、寛保以来必ず青紙ばかりなり、云々。」とも、「宝曆以来、青紙張り行はる。」とあるだけである。しかしながら、寛保年間(一七四一～一七四四)あるいは宝曆年間(一七五一～一七六四)以降、日傘を青紙で貼ることが行われていたことは確かであろうだ。

さらに、「旦那方八管一文字笠也。是も後八洪之日傘一相成り候。」との記述は、かつては旦那方は「菅一文字笠」を用いていたが、現在では「洪之日傘」を用いるようになってきていると読める。『守貞謾稿』では「天保府命の時、大坂の官命に、男子日傘・婦女の羽折を禁止あり。江戸は、文政中、男子日傘の禁止あり」としていることから考えれば、文政年間(一八一八～一八三〇)頃の京坂では、男性の外出に際しても日傘を用いることがひろく行われたらしい。鴻池家における男性の日傘の使用は「旦那方」に限られ、「洪之日傘」を用いたようだ。「洪之日傘」の詳細はつまびらかではないが、『守貞謾稿』には「戸主等、京坂は洪蛇の目を用ふ(中と周りに洪をぬり、中間白なり。洪に水を加へ弁柄を交へて、色を節にす。)(中略)必ず、糸装束あり。柄の端に割り藤を巻く。」とあることから、洪にベンガラを加えた顔料で着色した傘であつたらしいことが推測される。

二二二、女性の髪型の変化

続いて、女性の髪型の変化に言及している。

右之かゞ笠ヲかぶり申候故、只今と違髪も余程ひくつ結ヒ申候而、鬢八又一統横へ之出八すくなく御座候。又世間之女八ひんはりと唱へ申候て、鯨を細クして鬢ヲ張出シ、或八灯籠鬢ンと唱へ、其鯨を台にして、其上へ鬢之髪ヲうつく敷ならへ申候。右鬢張も遊女太夫など銀二而拵候事も有之候。此方御一統二八右之鬢張八無之、先只今之やうなるもの二御座候。切鬢といふもの、只今之如ク内へこみものしてふくらかすといふ事一向無之、長行様御若盛り之頃、ふくら鬢御物数寄有之、夫より市中遊所迄も皆鬢ヲふくらかす事を見習ヒ、世上ば、かゝ迄其風二なれ候。夫迄八鬢といふもの八至而薄く、鬢付ニてかため、其上ヲ紙を以うへしたよりはさみおしかため、至極薄く致シ、又鬢上ケといふものありて、是も鯨ヲ以拵へ、下タより髪之わけし所へさし込引キ上ケ、下タへさがらさるやう二せしもの、是も右之通加賀笠ヲかぶり申候故、うへよりおさへ付ケ申候故、鬢八さがらぬやうと工夫せしもの也。惣体今之髪之風と八大二違へり。其風ヲ見んと思ハ、画工西川祐信絵草紙二幾等もあり、其通二相違なし。

冒頭にある「右之かゞ笠ヲかぶり申候故、只今と違髪も余程ひくつ結ヒ申候而、鬢八又一統横へ之出八すくなく御座候。」という記述が

興味深い。かつては、笠を被るために髪を高く結い上げず低く、また髻もおしなべて張り出さずに結われていたのだという。ところが、鯨の髻で作った「びんはり」が登場すると「灯籠髻」と唱え、「鯨を台にして、其上へ髻之髪ヲつく敷ならへ」た髪型が登場した。灯籠髻は、安永期から寛政期（一七七二～一八〇一）にかけてひろく流行を見た髪型である。鯨の髻や鼈甲などで、半円形の髻張りを作り、それを左右の髻に通して上から髻の毛をかけて、向こうが透けて見えるほどに薄く仕上げ、その形が灯籠の笠に似ることから「灯籠髻」という名で呼ばれたという。

遊女や太夫等は、髻張りを銀で誂えさせた、という記述も興味深い。『守貞謔稿』によれば、「京坂にてびんはり、江戸にてびんさしと云ふ。鼈甲あるひは銀製もあり。普通は針銅紙巻き黒漆なり。京坂は今も式正晴略褻ともこれを用ふ。」とあるとおり、髻張りは、十八世紀後半以降ひろく用いられた道具であった。

また髻（髻）については、「只今之如ク内へこみものしてふくららすといふ事一向無之」という。髻の中に入れた「こみもの」とは、おそらく「髻入れ」あるいは「髻差」と呼ばれる道具のことであろう。「髻入れ」あるいは「髻差」と呼ばれる道具について『守貞謔稿』では次のように記述している。

髻差は大略延宝以来これを用ふか。延宝以来、髻長くあるひは高くす。この物なきこと能はず。

左図の物は二ヶともに鯨の鱗をもつてこれを製す。上図の物

（享保前髻差図）ははなはだ薄く、下図の物（享保後髻差図）はやつやく厚し（図一）。

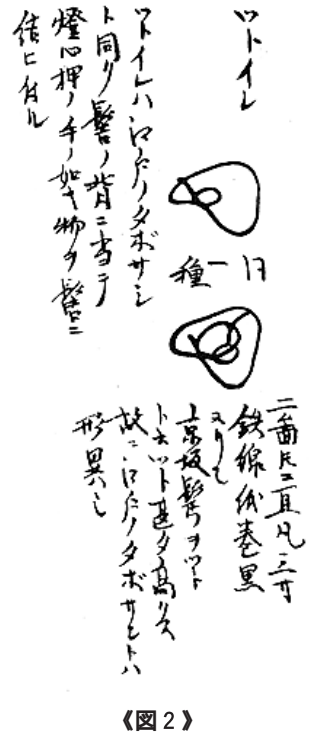
髻差のこと、『物類称呼』に云ふ、畿内にて「つとさし」、東国にて「たぼさし」、中国・西国ともに「つとはね」、土州にて「つとさし」、また「つとばり」、加賀にて「ついでつと」かうがい」と云ふ。（巻之十「女扮 上」）

つといれは江戸のたぼさしと同じく髻の背に当て、灯心押への手のごとき物を髻に結び付ける。（つといれの図二（図一）（二）とも）に亘およそ三寸、鉄線紙巻き黒ぬりなり。京坂、髻をつとと云ふ。つとはなはだ高くす。故に江戸のたぼさしとは形異なるなり。（巻之十一「女扮 中」）

「長行様」とは六代幸行の内儀・長のことをさすと考えられる。長が生んだ七代幸栄は明和四年（一七六七）生まれであり、逆算すると、長は明和初年頃には鴻池家へ嫁入っていたであろうから、一連の記述は明和年間（一七六四～一七七二）頃の状況を記したものと考えよかる。直方によれば、「長行様御若盛り之頃、ふくら髻御物数寄有之」というから、髻をふくらます髪型はそれほど多くの女性の間



〈図1〉



で行われていた訳ではないようだ。しかし、文政年間に至ると、髻をふくらます髪型は大流行し、市中はもとより遊所や年配の女性達にもの間でも結われていたことが伝えられている。

直方によると、明和年間頃までの髻は至って薄いもので、髻付油で固め、その上を紙で上下から挟んで押し固めて極力薄くしていたのだという。また「髻上ケ」という道具についての記述も興味を引く。

「髻上ケ」は鯨の髻で掬えたもので、「下タより髪之わけし所へさし込引キ上ケ、下タへさがらさるやうニせしもの」で、「髻八さがらぬやうと工夫せしもの也」という。その姿は「今之髪之風と八大二違へり」といい、その様子は西川祐信²²の絵草紙に見られるとおりで相違はないともしている。これは祐信や鈴木春信の作品に登場する美人たちのことく、髻に髻差を入れて髻が小袖の衿につかぬようにした「鶴鴉髻」と呼ばれる長い髻をさすものと考えられる²³。

二一三、振袖の寸法と帯の幅

さらに、振袖の長さや帯の幅に関する記述が続く。

又着類も大ニ古風あり、娘之振り袖なと今之と八余程ミちかく、其頃御振り袖之袖下なと頂戴致し候ニ、漸々か、笠の笠当ニ成位ニ而、袖下も甚ミちかく、近來之御袖下ハふくさに成り候程惣体長シ。又帯も細ク、長行様「お長様也」永寿様「お辰様也」御仕入之帯、六寸又六寸五分と承り居候。昌樹様妹「ミツ、貞心尼」、本町久宝寺屋六兵衛方へ嫁入被成候節之帯、此方ニ残り有之、是ハ又五寸位ニ御座候。其時之帯入黒ぬり之長キ箱有之候。我等ニ味せん箱とのミ覚へ申候。かけごもありて、是へ八抱へ帯入りとの事、抱帯八無之候得共、定而到而幅せばき事と被存候。西ニ良寿様子供之時之帯あり、是ハ丸くげ也。

振袖の振りの長さも文政期とは大いに異なっているという指摘がある。『三貨図彙』『茶器名物図彙』の編纂など、実証的な研究に取り組んだ直方らしい観察眼といえるのだろうが、事実、小袖の文様や振袖の振りの長さには、時代毎、地域毎、そして階層毎に明確な流行が見られるものである²⁴。直方のいう「其頃」とはおそらく長の娘時代にあたる明和以前の時期をさすと考えられる。この時期までの娘の振袖の振りは文政期よりも短く、したがって振袖を切り詰めた際に不要となる袖下は再利用しても、どうにか笠の笠当てくらいにしかならなかつ

た。しかし、文政期に至ると振袖の袖下は長くなり、再利用の際にはふくさに仕立てられるほど長い、ということである。

『守貞謾稿』によると、振袖は「昔時その製なし」といい、小児の気を洩らすために腋を闊けて「八ツ口」をあけたことで振りが出来、その結果、長袖が振り動くことから「振袖」と名付けられたという。振袖の丈に關してもいくつかの興味深い記述がある。「巻之十六 女服」によれば、

(一) 振袖の丈ははじめは概ね一尺五寸程度の長さであった。

(二) この一尺五寸前後の袖丈を総じて「六尺袖」と呼んだ。

(三) 万治年間には「六尺袖」を大振袖としていた。

(四) 貞享年間には概ね二尺、正徳・享保年間以来、二尺四、五寸、寛延・宝暦年間以来、二尺六、七寸あるいは八、九寸となり、身長に応じて長さを変えるが、地面に着くほどの長さになった。

(五) 近年、京坂の中以上の市民の処女等は略褻の時、一尺五、六寸の袖を製することがある。これを「中振袖」という。つまり、振袖の丈については、『籠耳集』の記載と合致することになるだろう。『守貞謾稿』における振袖の記事で、興味深いものを列挙しておく。

(六) 今世(天保年間以降)は、高貴な者や京坂の豪富は平日も振袖を用いる。京坂で平日に振袖を用いることを「常振袖」という。

(七) 中以下の階層のものは、礼服晴服に振袖を用いる。平日は用いない。

(八) 下民は礼晴にも振袖を用いることはない。

(九) 三都(京・大坂・江戸)ともに、既婚者は振袖を着ない。

既婚者だが、齒黒をせず眉も剃っていない者、つまり子を持たない婦人は振袖を着てもよい。振袖の着用を止める時は「留袖」と称して、祝賀をする。

(十) 京坂では、新婦を迎える者は、礼晴あるいは礼褻に振袖を用いるか否かを媒酌人に尋ね、先方の意向に従う必要がある。

帯は、六代幸行の内儀・長、五代宗益の娘・辰(文化七年(一八一〇)卒、六十四歳)が仕立てさせた帯は幅が六寸または六寸五分、つまり約二十三センチメートルから二十五センチメートルであったようだ。昌樹様妹みつ(貞心尼)が本町の久宝寺屋六兵衛方へ嫁入りの際に着用した帯は幅五寸ほどであったこと、その抱帯を入れていた黒塗箱の幅は狭いものであったといい、また西の良寿様が子供の頃に着用した帯は丸ぐけの帯であったとのことであるが、ともに時期は不明である。

『守貞謾稿』では帯に関する記述が少なく、多くの情報を得ることは出来ないが、『巻之十六 女服』によれば、「帯は礼服に緞子、晴略に紺縹子・紺博多、褻に紫縮緬、三品ともに丸帯なり。」という区分があったこと、また御殿女中の帯は「錦緞子の類あるひは黒縹子に縹

模様もあり。長け丈なり。幅、市中女帯よりいささか短し（おほむね七、八寸か。）とあることから、当時の市中で用いられた女帯はすでに約二十七センチメートルから三十センチメートル以上の幅になっていたことが確認できる。

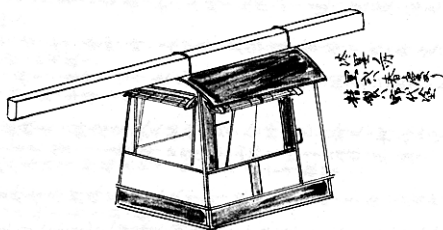
なお、残念ながら鴻池家旧蔵服飾資料群には帯が残されていない。

二一四、「乗物」と「履物」

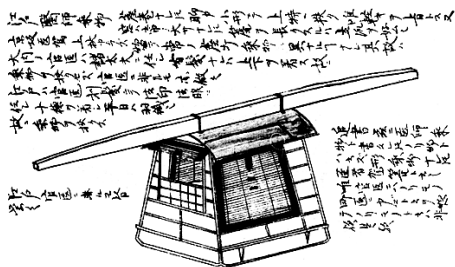
女性たちが外出する際の「乗物」と「履物」についても具体的な記述がある。

扨奥様方御往来、皆かつき二而、又御乗物二御座候。此乗物皆角棒二而、今医者之乗り候通二而、左右之すたれ黒ぬめ二而、紅之房二ツツ、左右二掛り有之、是も御後室歟又四十御過被成候時八、乗物も丸棒二成り、べに之ふさも黒糸二成り申候。腰元皆雪踏二御座候。其花尾八黒と赤ちりめんのかたへ合シ花緒二御座候。老母も同断御供之時計加賀笠八着不申、御主人様之青天井日傘さし申候。又別宅女房八今之通かさね草履はき申候。

奥様方は外出時には皆「かつき」（被衣）を着て、「御乗物」に乗って出かける。確かに鴻池家旧蔵服飾資料群には五点の被衣が残されており、いずれも腰部を段替わりに染めた単衣の資料である（写真9）。『守貞謄稿』では、「今世は堂上の婦女および賚、また京坂極富の



〈図3〉



〈図4〉



〈写真9〉

女、被衣を用ひ、その他面を覆はず。」としており、その記述は『籠耳集』と合致している。

乗物の担ぎ棒は「角棒」であつたらしい。これは医者が乗るものと同じといい、左右の簾は黒の絨地で、左右に紅糸の房が二つずつかかっている。乗物の棒は「御後室」つまり未亡人になったり四十歳を過ぎたりするころには丸棒とし、紅糸の房は黒糸になるといふ。女性用の乗物については『守貞謾稿』『後集 卷之三 駕車』に挿図入りで解説がある。「女駕」は「女乗物」ともいい、「惣黒漆に金時絵を最上とす。時絵は定紋散らしあるひは定紋に唐草、または唐草のみをもこれを描くか。(下略) また「窓簾の縁、赤地錦に緋総なり」ともある。ただし、その身分から考えても、鴻池家においては黒漆地金時絵の女乗物はいない可能性が高いだろう。ちなみに『守貞謾稿』では「はつぜんじ駕籠」として「民間用、これを最上とす。(中略) 豪富等の市民これを用ひ」としている(図3)。さらに『籠耳集』では「今医者之乗り候通」と記していることから、『守貞謾稿』に掲載の「江戸医師乗物」の形状(図4)も参考にしておくべきだろう。

奥方たちの乗った駕籠に付き従う腰元は、黒と赤の縮緬の鼻緒の雪踏履きであつた。『守貞謾稿』『卷之三十一 傘・履』によると、雪駄は「草履にまた草履を重ね」た「裡付草履」に「湿りの透らぬことを計りて、裡牛皮をもつて造」つたもので「うらがね」をうつつていた。供の老母も同じく雪駄を履き、加賀笠はつけずに主人である奥方所用の

「青天井日傘」をさしたという。別宅、つまり別家の女房は、「かさね草履」履きたという。『守貞謾稿』によれば、「重ね草履」は「表真竹のふしなし上籜を極細に裂き、中はちく、籜を用ひ、裡革をつけ(以上三枚がさねなり)、緒燻べ革一筋あるひは二筋なり(俗に二こく二こくと云ふ)。前緒同革なり。背の尾に二、三銚をうつ(あらあら雪駄の製にて尻鉄を銚に代ふるのみ。この草履は江戸にはこれなし。)」といい、「中以上の士民、礼・褻ともに(中略)用ふ」履き物であつた。

ここまで鴻池家の女性たちの衣生活について検討を加えてきたが、ここで浮き彫りになるのは、鴻池家では両替店の経営においては緊縮財政をひきつつも、他方主人一家の生活においてはその豊かな経済力を背景にして相応に贅沢な暮らしを営んでいたことである。鴻池家の女性たちは、その分を弁えつつも衣服や髪型、被り物、履物には気配り、家柄にふさわしい暮らしを営んでいたのである。

では、鴻池家の男性たち、特に主人ならびに両替店で働くひとびとの暮らしはどのようなものであつたのだろうか。次章で検討してみよう。

三、『籠耳集』にみる鴻池家の男性たち

第三章では、おもに鴻池家の男性たち、すなわち主人ならびに両替

店で働くひとびとの衣生活について注目していく。まず、鴻池両替店におけるこどもの待遇に関して述べた部分を見ていこう。

三十一、鴻池両替店におけるこどもの待遇

市中奉公致候丁児も、皆仕着せ八木綿振袖之由、是八つゝめへ成とて了瑛様御若年之砌御やめ被成由、今二而其風残り有所、平野屋五兵衛殿方一軒計二御座候。御本家別宅悴とも奉公となく、日々出勤致し候外丁児同様店之用二御遣ヒ被成候。是ハやはり羽織なと着申候而、日中計勤、日暮二八引取申候。昌樹様・玄涼様・前々豊兵衛様など、同様二相勤メ被申候。宗智様御当主之御時代、店へ出勤致候二、他所向之子供とへたて有之候而八たがひ二不宜候。別宅子供も他所向子供同様二相勤させ、又元服なども同様二取計致シ遣シ候方宜敷候。別宅共悴内に居申候而八、行々為不宜敷候間、外子供並二皆々出勤致さすへしと被仰出候。其後も前九左衛門殿・豊兵衛との・太郎兵衛殿・治郎兵衛殿など八、御店へ出勤不被致候而、自分之家業之売買致シ居被申候。

かつて大坂の市中において奉公をする「丁児」の「仕着せ」はいずれも「木綿振袖」であったというが、この習慣は「了瑛様御若年之砌御やめ被成由」としている。「了瑛様」とは四代宗貞のことであるから、その若年の頃となると宝永から正徳年間（一七〇四～一七一六）

ごろの出来事ではなかったか。文政年間においてもその風習が残るところは、平野屋五兵衛方一軒だけであるという報告をしている。

本家および別宅の悴は、日々店に出勤し丁稚と同様に店の用事を行うが、服装は羽織などを着し日中だけの勤務をして日暮れには家へ引き取るといい、その例にしたがって店に出勤していた三名の名を挙げている。また五代宗益が当主であった時代に、こどもが店へ出勤したところ、他所から奉公することも扱いに隔てがあつて互いに不都合であつたともいう。そこで、別宅のこどもも他所からのこども同様に勤めさせ、元服なども同様に取り計らうのが良いとした。別宅の悴が家に留め置かれていたのはよろしくない、他所のこどもと同様に皆出勤させるべきだともおっしゃられた。しかし、そうした方針が出たのちも数名の者は店へ出勤せず、家業の売買をしているという。

鴻池家においては「本家別宅悴とも奉公となく、日々出勤致し候外丁児同様店之用二御遣ヒ被成候」という方針のもと、次代の経営者となる子息たちの教育に勤しんだのである。『浪花の風』においては、鴻池両替店で働くひとびとの様子について次のように記している。

店に居る若きものも数十人なれども、其着服四季施等、皆古来よりの仕来りを守る故、他の店のものと混ざることなく、且此ものも時に寄て店の引ケし後は、夜中十人廿人寄集りて酒のみ戯れ遊び、淨瑠璃又は乱舞杯の字びをなして興することあり。是を陰にて聞時は、美酒嘉肴ありて大酒宴の有様なれども、その席を伺ひミレバ肴といふものもなく、先は菜漬の香の物が、左なくは鹽

翳杯を少々斗り肴となして、酒のミ樂しむ體、實に二百年も以前はかくやありけんと思はる事にて、今世の目より見る時は、興のさめたる體なりといふ。

両替店に奉公する若者たちは、店の仕事を終えたあと、夜に十人、二十人と集つて酒宴を催し、浄瑠璃または乱舞などを学んで楽しむこともあつたが、そのさまは大酒宴のようであつてもそつと様子を伺い見ると肴と呼べるようなものはなく、ただ菜漬の香の物が、鹽鰯が少々あるばかりであつたというものである。鴻池家では、主人以下奉公するものたちがともに両替店で働き、ときには酒を囲み培つた連帯感によつて、苦難の時代を迎えてもなお、主従一致団結して乗り切つていこうとしていたのであろう。

三一二、旦那方の髪型

旦那衆の髪型にも簡単に言及している。

一 旦那方了淳様・武右衛門様・常輪善八様也」・鶴翁様・弥七郎様・金三郎様始メ世上之旦那衆皆髪之結ヒヤウ、かつ付とてわけし根もとを敷敷しめ付ケ、皆大たぶさ二而、頭月代之所二四ツも皺より有之、是ヲ其節八粹（スヒ）成様申候。

これによると、了淳様こと六代幸行以下旦那衆の髪型は「かつ付」といつた。根元をしっかりと締め付け、大たぶさ、つまりは髻を大き

く取つた。そのためか月代に二つ、四つと皺がよるのを「粹（すい）」と呼んだともいふ。『守貞謾稿』では「粹」を

俗間の流行に走る者を京坂に粹と云ふ。（音 すい。昔は三都ともこれを称す。けだし昔は水字を用ふ。これに反す月と云ふ。（中略）その人を粹人と云ふ。江戸にてこれを意気と云ひ、その人を通人と云ふ。

と定義しており、直方が鴻池家の旦那衆に対していう「粹」とはやや意味が異なるようである。

三二三、旦那衆の衣服

最後に旦那衆の衣服について見てみよう。

御紋都テ大キ二而、かねさしき寸七八歩位、小袖なと袖口八殊外ふとく、大抵釣部繩程之ふとき、綿入・羽織二而も其通袖口八殊外見事二有之候。羽織之たけも余程長ク有之候。是も了淳様廿四五之頃二御座候。

「了淳様廿四五之頃二御座候」としているから、明和年間（一七六四～一七七二）のことである。その時期の紋の大きさについては「かねさしき寸七八歩位」としている。曲尺の一寸を約三センチメートルとして換算した場合、約五センチメートルから五、五センチメートルの大きさということになる。

これに対して『守貞謾稿』においては「紋」を「記号」あるいは「定紋」「家紋」と呼び、その大きさを「一寸二分ばかりを普通とす。」としているから、曲尺なら約三、六センチメートルということになる。

「小袖など袖口八殊外ふとく」とは、続く文章の文脈から、小袖等の袖口に覗く襦の袖を指すものと考えられる。襦とは、袷や綿入れの袖口および裾の裏地を表に折り返し、表側から少しのぞくように仕立てた部分のことであり、通常の袖襦は三から五ミリメートル程度がのぞくように仕立てるものであるが、旦那衆の袖襦は釣瓶の縄ほどの太さがあったという。綿入や羽織の袖口も見事であったともいつている。

羽織の丈は文政期よりも随分と長いものであったとしてもしている。『守貞謾稿』によれば、羽織は天正年間（一五七三～一五九二）にはじまり、丈の長短は流行に左右されやすいものであったという（巻之十四「男服 中」）。「ある書に曰く」として江戸における羽織の丈について、次のように記す。

・明和二年（一七六五）頃、大坂人形つかひ吉田文三郎・同文吾など下りし頃より、彼が風を見習ひて羽折の丈再び長きを好みけるが、ほどなくまた短くなる、云々。

・文政中、京坂長きを好み、大略長け二尺四、五寸。

つまり『籠耳集』の書かれた文政年間の京坂では、二尺四、五寸丈の羽織が好まれていたが、明和年間にはさらに長い丈の羽織が好まれ

ていた。こうした長羽織の流行は大坂の人形遣いによって江戸にもたらされ、江戸でも長羽織が流行したが、程なく廃れたらしいことが理解される。鴻池家旧蔵服飾資料群には十五点の羽織が確認されるが、²⁶それらの丈はいずれも『守貞謾稿』に記載の文政期の羽織丈よりも短いものである。

まとめ

鴻池家研究の第一人者であった宮本又次氏は「大坂町人論」²⁷の中で、大阪町人の風俗に関して二つの視点を提示している。島之内の「すいな好み」、そして船場の「ごうと（公道）」である。そして、次のように続けている。

旦那衆の粹は下品に墮してはいけない。律気・堅気・実直を失わないことを限度とする。酔っても崩れない限度が要件である。動じない行儀のよろしさが必要になってくる。そこに権威や支配に対する偽装性ということも加味されてくる。

として、一見木綿のような光沢を放つ高価な紬や山蚕の着物を着用したり、木綿は木綿でも渡りものの唐棧を用いたりするが、他方で、単に地味なだけでは野暮になるともしている。その要点を書き抜いてみると、

・味なこと、乙なことを欠いてはならぬ。

・渋いつくりということが必要であり、大阪流にいうと「ごうと」



《写真10》

とこういふことになる。

- ・「()」「()」「()」は、単なる渋さではなく、濃やかさと甘味・丸味を含んでいなければならぬ。
- ・「良賈は深く蔵してなきがごとし」をよしとする。

・総じて大阪町人の衣服・家具・調度にはかくされた上品さがあり、「もっさり」しているようでも、嫌味をとまなわれない、深さがある。持ちのよさがある。



《写真11》



《写真12》

・「すい」は黙して多くを語らぬところに特色がある。

などとしている。論拠は示されていないものの、大阪経済史研究、ひいては大阪研究の先鞭をつけた宮本氏の指摘には得るところも多い。

「粹」については、直方も旦那方「かつ付」という髪型に関して「是ヲ其節八粹(スヒ)成様申候」と記述しているが、鴻池家においても、旦那衆の「粹」は「動じない行儀のよろしさ」を持ちあわせたもの、という意が含まれているのだろう。

大阪歴史博物館に保管されている鴻池家伝来の品々は、服飾資料はもとより漆工資料や調度類に至るまで、上品で、嫌味なく、深い味わいを持つ上等品である。漆工資料などは一見地味な漆塗仕上げの品が多いがその実は、漆塗りの仕上げは至極丁寧で、施された金時絵の定紋「五ツ山」も経年による色褪せなどはみられない(写真10)。上質の材料を用いて丁寧に作られた品々なのである。

服飾資料も同様である。女性物の打掛である「茶地松皮菱取りに秋草文刺繍小袖」(写真11)などは、一見地味に見えるものの、じつは高級な衣服である。表地は薄茶色の紕²⁸地、白繻子地を腰替わりに貼り松皮菱取りしてその表面には緻密な秋草の刺繍を施す。さらには八掛、つまり裾回しにも同様の刺繍が施されるのである。八掛の刺繍は、裾襠にも及んでおり、ほんの少し表側にものぞいているがほとんど見えるものではなく、着用者が裾を捌きながら歩くことで初めて人目にふれるようなデザインなのである。同様の意識は男性用の服飾資料である「紺地腰替わりに山道文熨斗目小袖」(写真12)などにも見

られる。ごく一般的な熨斗目小袖に見えるこの作品は、じつは五ツ紕まで織りによってあらわしたもので、その高度で繊細な織成技術には舌を巻くことになる。

また贅沢な品ほど長く使用する考えは、明和年間以来変わらずに続いていたらしく、江戸時代後期に製作された婚礼衣装と考えられる「赤地几帳文縫絞打掛」(写真7)などは、左右の振袖を付け替えてまで使用している。薄く軽やかで柔らかい手触りの綸子地に刺繍と絞りの緻密な加飾が加えられたこの振袖は、本来の袖口が汗染み等で傷んでしまったが故に左右の袖を付け替えたのではないかと考えられる品だ。もちろん、打掛として間着の上に羽織って着用してしまえば袖を付け替えた文様の不連続などはほとんど気にならなくなるだろう。

江戸時代以来、大阪随一の富商として知られた鴻池一統、その中心にあつて一族をまとめてきた善右衛門家の暮らしは、「浪花の風」にあつたように「規則に外れし事なき故に、更に手入杯といふ事もないが故に摘発を免れた。まさに「万事此一二事に就て、其余の家法正しき事推て知るべき」ということになるだろう。厳しい奢侈禁止のなかにあつても規則に外れることなく、品が良く、嫌みもなく、もちろんけつして下品に墮すこともない、それが江戸以来の暮らしぶりであつた。つまり、こうした鴻池家の暮らしこそが「粹」で「こうと」な暮らしだったと言えるのかも知れない。

註

- (1) 鴻池家の沿革については、宮本又次『宮本又次著作集』(全十巻、講談社、一九七七～七八年)、宮本又次『鴻池善右衛門』(吉川弘文館、一九五八年)、大阪歴史博物館編『豪商鴻池―その暮らしと文化―』(東方出版株式会社、二〇〇三年)を参照のこと。「内久宝寺町上屋敷惣絵図」(嘉永元年(一八四八)、鴻池合資会社資料室蔵)は同書に掲載。
- (2) 「今橋本邸居宅惣絵図」嘉永元年(一八四八)、鴻池合資会社資料室蔵(『豪商鴻池―その暮らしと文化―』参照)。鴻池家はその後、酒造業・海運業を廃業し、鴻池家は両替商・蔵元・掛屋・大名貸專業となつた。
- (3) 「瓦屋橋屋敷絵図」寛政五年(一七九三)十一月、鴻池合資会社資料室蔵(『豪商鴻池―その暮らしと文化―』掲載)。瓦屋橋別邸は、松屋町筋に面して門を設け、東へやや奥まつたあたりから敷地がひろがっていたらしい。(伊藤純「大谷家所蔵鑄造関係資料―江戸時代の高津周辺―」、大阪市教育委員会事務局社会教育部文化財保護課編『大阪の歴史と文化財』第十二号収載、大阪市文化財協会、二〇〇三年)
- (4) 鴻池新田開発の経緯は、草間直方著『鴻池新田開発事略』(天・地・人)、文化九年(一八二二)に詳しい。鴻池合資会社資料室には、大正四年(一九一五)の筆写本が所蔵されている(『豪商鴻池―その暮らしと文化―』掲載)。
- (5) 以下、天保八年(一八三七)に決起した大塩平八郎の檄文より、「大阪の金持共」を批判する部分を抄出しておく。
 「三都の内、大阪の金持共、年来諸大名へ貸付候利徳の金銀並扶持米を莫大に掠取、未曾有之有福に暮し、町人の身を以、大名の家へ用人格等に被取用、又は自己の田畑新田等を夥敷所持、何に不足なく暮し、此節の天災天罰を見ながら、畏も不致、餓死の貧人乞食を敢て不救、其身は膏梁の味とて、結構の物を食ひ、妾宅等へ入込、我は揚屋茶屋へ大名の家来を誘引参り、高価の酒を湯水を呑も同様にしたし、
- 此の難洪の時節に絹服をまとひ候かわら者を妓女と共に迎ひ、平生同様に遊樂に耽候は、何等の事哉、紂王長夜の酒盛も同事、其所之奉行諸役人、手に握居候政を以、右の者共を取締、下民を救ひ候も難出来、日々堂島相場計をいじり事いたし、実に禄盗に而、決而天道聖人の御心に難叶、御赦しなき事と、蟄居の我等、もはや堪忍難成、湯武之勢、孔孟之徳はなけれども、天下之為と存、血族の禍を犯し、此度有志のものと申合、下民を苦しめ候諸役人を先誅伐いたし、引続き驕に長じ居候大阪市中金持の町人共を誅戮におよび可申候」
- (6) 宮本又次氏の著作は膨大である。本稿で参照した主な著作は以下のとおり。
 ・『宮本又次著作集』(全十巻)、講談社、一九七七～七八。
 ・『鴻池善右衛門』吉川弘文館、一九五八。
 ・『大阪の研究』清文堂出版株式会社、一九六九。
 ・『大阪の風俗』毎日放送、一九七三。
 ・『近世なにわ商人の風習と年中行事』文献出版、一九八八。
 ・『豪商列伝』講談社学術文庫、二〇〇三。
- (7) 鴻池家より大阪市へ寄贈された同家旧蔵服飾資料群(大阪歴史博物館所蔵)は昭和八年(一九三三)に展覧に供されたことがあり、その際に用意したと思われる題箋が附属する品もある。
- (8) 宮本又次『宮本又次著作集』(全十巻)、講談社、一九七七～七八、ほか。
- (9) 『豪商鴻池―その暮らしと文化―』に資料の一部を掲載。
- (10) 大阪歴史博物館では現在、「肩衣」と「袴」で一揃いとなる上下については「一具」と数え一点として登録している。そのため、博物館としての公式な点数計算における鴻池家旧蔵の服飾資料は一九九点とされている。しかしながら本稿では、より厳密を期するために、上下を二点としてカウントして紹介した。
- (11) 延享四年(一七四七)において鴻池一統が蔵元・銀掛屋を務めていた諸藩は、筑前福岡・芸州広島・備前岡山(以上、蔵元・善右衛門

家)・阿波徳島(銀掛屋・善右衛門家)・筑後久留米(蔵元・新七家)・加賀金沢(蔵元・新七家)・因州島根(蔵元/掛屋・喜六家)等が報告されている(宮本又次「鴻池善右衛門」『宮本又次著作集』(第七巻)収載、講談社、一九七八)。ほかに熊本藩・豊前中津藩等の関係も確認されている。掛屋を務める場合には各大名家から扶持を与えられるとともに帯刀を許される場合もあった。

上下に付された家紋はこうした鴻池家の特性を反映した内容になっていることが想定される。なお、確認される範囲では上下の家紋は鴻池家の「五ツ山」が最も多い。「五ツ山」以外の紋も多数認められるものの、それらがどのような系統の家紋であるか等の詳細な分類は現在までのところ行えていないため、今後の課題としておきたい。

(12)「浪花の風」の引用は、原田伴彦編『日本都市生活史料集成 一 三都編I』(株式会社文彩社、一九七七年)に拠った。引用表記の一部は現代仮名遣いに改めた。なお、四、「大阪の豪商・天王寺屋、平野屋、鴻池屋」に関する記述と、五、「鴻池の清酒製法に関する伝説」については本稿で検討を加えない。参考のため、以下に引用しておく。

◇大阪の豪商・天王寺屋、平野屋、鴻池屋について

豪家は鴻池善右衛門当時第一と称すれども、旧家においては天王寺や五兵衛に勝るものなし。天王寺やは、聖徳太子の頃より実子にて相続のよし。右故当地の町人子育て無ものは、五兵衛に請て盃を貰へば、出生の小児必らず成長すといえり。また平野や五兵衛杯も旧家にて、此家に鴻池や善右衛門先祖より出せし酒の通帳を所持すといえり。其ゆへ八、善右衛門先祖いまだ貧賤にて、自身に濁り酒を荷ひ商ひし頃、平野やは出入の得意場故、酒の通ひを出し置し事の上よし。然るに善右衛門先祖工夫して、初て清酒を製し出せしより、江戸廻し等も追々夥敷事となり、終に三都第一之豪家となれりといふ。

◇鴻池の清酒製法に関する伝説

此清酒の製し方の事言伝えにては、善右衛門先祖に遺恨あるものありて、其造る処の酒を損ぜしめ恨ミを晴らさんと謀り、ある夜ひそかに灰を酒樽の内へ投入置しに、翌日二至り其酒の濁り清て、却而味ひも美となれり。依て善右衛門先祖、これにもとづきて清酒の工夫をなし、夫より大に利を得て終に豪富に至れりといふ。

(13)宮本又次氏は、鴻池家の家訓制定に貝原益軒が関わっているという説に関しては「鴻池家の家訓と店則」(『大阪の研究』第三巻、一九六九年)の中で、和泉町鴻池家蔵の「酒醞」記なるもののなかに「元禄巳卯上元日(正月十五日)筑前後学損軒貝原篤信書」とあるものと取り違え混同した可能性があることを指摘している。

貝原益軒(一六三〇〜一七一四)は江戸時代の儒学者、本草家、庶民教育家。筑前国福岡藩士。自身も福岡藩士の子として生れ、十九歳の時、二代藩主黒田忠之に仕えたがその怒りに触れて浪人、七年間の浪人生活の後、三代藩主光之に許されて再出仕し、京都で朱子学・本草学などを学んだ。帰藩後朱子学徒として立ち、藩主・重臣への儒書の講義、朝鮮通信使の応接等に奔走、『黒田家譜』『筑前国続風土記』も編んでいる。致仕後は著述業に専念し、本草学の書(『大和本草』ほか)、教育書(『養生訓』ほか)などを執筆したことで知られる。

(14)宮本又次前掲論文。
(15)本稿の引用部分は、原田伴彦編『日本都市生活史料集成 一 三都編I』(株式会社文彩社、一九七七年)に拠った。なお、引用部分で明らかに誤まりだと判ぜられる語には訂正を加えた。

(16)法華騒動とは、五代宗益(一七一七〜一七六四)を中心とした鴻池家の改宗騒動である。鴻池家においては、初代正成(一六〇八〜一六九三)が曹洞宗を家の宗派と定め、寛文元年(一六六一)、現在の大阪市中央区中寺に曹洞宗総持寺派に属する顕孝庵を創建している。これは、始祖新六家の菩提寺である慈眼寺(現・伊丹市鴻池)や、その本寺の大広寺(現・池田市綾羽)が曹洞宗に属していたことよって、大本山総持寺の塔頭覚皇院より門英抜山を開山として迎えており、一族の

多くが曹洞宗に帰依したのである。ところが宗益は日蓮宗に深く傾倒した。これは、親しい茶人仲間による教化とされている。その結果、宗益は鴻池一門を日蓮宗に改宗させる意図を持つに至り、顕孝庵五世瑞天とのあいだに宗教論争を引き起こすが、これは奉行所の裁決によって改宗不可となった。しかし、その後も日蓮宗への改宗をあきらめきれず、一家を二つに分けてその一方を日蓮宗に改宗させることを計画、娘の辰に分家させ山中善作家を創立したほか、多くの茶器を日蓮宗の寺院に預け質流れにさすなど、鴻池家にとって大きな損害を与えたのが「法華騒動」であったという（鴻池統男『鴻池家年表』鴻池合名会社、一九九一年）。

直方にとつてもこの騒動は大変に衝撃的な出来事であつたらしく、騒動についての見聞を詳細に叙述している。

(17) 『鴻池家年表』による。

(18) 崇光山顕孝庵。大阪市中央区中寺町に所在する曹洞宗総持寺派の寺院。寛文元年（一六六一）鴻池家が建立して一族の菩提寺とし、始祖の木像と画像を納めたという。

(19) 『守貞謄稿』の引用は、宇佐美英機校訂『近世風俗志』（全五巻、岩波文庫、一九九六～二〇〇二年）に拠った。

(20) 『所以者何』の序文には、享和二年（一八〇二）の奥書がある。蜀山人こと大田南畝（一七四九～一八二三）と、鷹橋庵こと田宮仲宣（一八一五）との間に取り交わされた問答の記録。大田南畝は、享和元年（一八〇一）から翌二年までの約一年間、大坂の銅座役人として来坂している。田宮仲宣は大坂の人。南畝からの問いに対して仲宣が答える形式をとる。商習慣、町政、流行、遊所、民俗、物産など三十カ条に及んでいる。引用は、原田伴彦編『日本都市生活史料集成 一 三都編I』（株式会社文彩社、一九七七年）に拠っている。

(21) 長は文政四年（一八二二）に七十四歳で亡くなっていることから、延享末年（一七四七）頃の生まれと考えられる。

(22) 西川祐信（一六七一～一七五〇）京都の浮世絵師。上方浮世絵の前

半期を代表する画家。画を狩野永納および土佐光祐に学ぶという。元禄期より挿絵画家として活躍、浮世草子・雛形本・風俗絵本を多く描いたほか、肉筆美人画にも優れた。江戸の浮世絵にも大きな影響を与えたという。幼名庄七郎、俗称宇右衛門。号は自得叟、自得斎、文華堂など。（『国史大系』）

(23) 村田孝子『結うころ 日本髪のみしさとその型』、ポーラ文化研究所、二〇〇〇年。

村田孝子『江戸三〇〇年の女性美 化粧と髪型』、青幻舎、二〇〇七年。

なお、『所以者何』には女性の髪型についても項目がたてられているので、参考のために引用しておく。

問 女の髪は風何々に候哉 且上下の差別いか。

答 浪花中児女子一般に目新を好む浮花の地にて、時々新規の事を悦び、枯れにうつり是に順ひ候へとも、婦女の鬘は妻の分は片輪とも片弁とも申、又一種両弁と申此二種にて、両輪と申鬘に致し申候。媳婦娘の分ハ、さき弁鬘にいたし、婢女ハ丸輪弁と申鬘にいたし申候て、風は時に順ひ鬘は古今なし。浪花の庶民礼をしらさるかたには、此一事甚た尊卑正しく婦女の一美事に御座候。

一 婢女は右の外一切いたし不申、甚た其制敵に御座候。勝山・兵庫・釣舟などゝむかしより御座候へとも、一切用ひ不申。婢女の白歯の者は島田鬘一種にいたし申候。

妻両輪 片弁にても両弁にても

媳婦裂弁

下丸丸輪 片輪にても両弁にても 町家ながら古風なる家八婢に

片弁・丸輪にかかり候家も御座候。

(24) 河上繁樹『総説花洛のモード―きもの時代―』、京都国立博物館編『花洛のモード―きもの時代―』収載、思文閣出版、二〇〇一年。

(25) 鯨尺一寸を三・ハセンチメートルと換算した場合の数値。

(26) 道服一枚、火事羽織四枚、ぶっさき羽織二枚は含まない。

- (27) 宮本又次「大阪町人の余暇生活」(『宮本又次著作集(第八巻) 大阪町人論』収載、講談社、一九七七)
- (28) 紬は、縺子組織の絹織物。生糸を用いて織成後に精練する。薄地で滑らかな光沢がある。その織法は天正年間(一五七三〜一五九二)に中国から伝えられ、西陣で生産されるようになったという。無地染として小袖に用いられることがあったほか、書画の材料ともされた。

本稿に掲載した『守貞謾稿』収載の図版は『合本自筆影印守貞謾稿』(朝倉治彦編、東京堂出版、一九八九年)より引いた。

「写真等リスト」

- 《写真1》「浪花持丸長者鑑」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真2》「瓦屋橋屋敷絵図」(寛政五年十一月・鴻池合資会社資料室蔵)
- 《写真3》「瓦屋橋別邸庭園」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真4》「瓦屋橋別邸庭園築山」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真5》「白小藁地に松と御簾文打掛」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真6》「黄地入子菱桐文縫紋打掛」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真7》「赤地几帳文縫紋打掛」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真8》「紅地流水に遠山桜文刺繡打掛」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真9》「濃紺地段替わり竹に流水文染被衣」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真10》「紋付薬箆笥」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真11》「茶地松皮菱取りに秋草文刺繡小袖」(大阪歴史博物館蔵)
- 《写真12》「紺地腰替わりに山道文熨斗目小袖」(大阪歴史博物館蔵)
- 《図1》「髷差図 享保前」
 上 「髷差図 享保後」(『守貞謾稿』巻之十 女扮)
- 《図2》「つといれ」(『守貞謾稿』巻之十一 女扮中)
- 《図3》「はつげんじ駕籠」(『守貞謾稿』後集巻之三 駕車)
- 《図4》「江戸医師乗物」(『守貞謾稿』後集巻之三 駕車)